

## 研究部会連絡委員会規程

### 第1条（目的）

本委員会は、一般社団法人プラズマ・核融合学会定款（第50条）に基づいて設置され、研究部会間の連絡、調整を行うことを目的とする。

### 第2条（構成・選出）

本委員会は、委員長、副委員長および委員で構成され、構成委員は理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員長、副委員長は研究部会連絡委員会担当理事のうちから理事会が選任する。副委員長は委員長の職務を代行する。

3 本委員会に幹事を置くことができる。幹事は委員長が指名する。

### 第3条（任期）

本委員会構成委員の任期は2年間とする。再任を妨げないが、原則として再任は1回限りとする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 一年ごとに構成委員の約半数を改選する。

3 構成委員は、任期が満了しても、新たに委員が委嘱されるまで、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

### 第4条（任務）

本委員会の任務は以下の通りとする。

- (1) 研究部会の設置と改廃の提案
- (2) 研究部会の規約の制定と改廃の提案
- (3) 研究部会の活動の把握
- (4) 研究部会の活動の調整
- (5) その他理事会から委託された事項の審議

### 第5条（開催）

本委員会は、年1回の定期委員会と委員長が必要と認めた臨時委員会を開く。

### 第6条（運営）

この規程の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て委員長が定める。また、研究部会の運営に関しては、別に定める研究部会運営規則に基づいて実施する。

#### 第7条（予算）

本委員会の業務に必要な年間経費は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

#### 第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 付 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。